

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 旧岩手県宮野球場産業廃棄物収集運搬処分業務
- (2) 仕 様 等 業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月12日まで
- (4) 履行場所 旧岩手県宮野球場（盛岡市三ツ割四丁目9-2）

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月28日（木） 午後1時30分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁地階管財課会議室

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
- (3) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）に滞納がないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (5) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事、建設関連業務及び庁舎等管理業務に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 入札日現在で、次に示す産業廃棄物全てについて、岩手県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。かつ、水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬業の許可を取得している者であること。
- ア 汚泥
 - イ 廃油
 - ウ 廃酸
 - エ 廃アルカリ
 - オ 廃プラスチック類
 - カ 金属くず
 - キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - ク がれき類
 - ケ 木くず
- (7) 入札日現在で、廃油（揮発油類）の岩手県の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
- (8) 入札日現在で、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年条例第 73 号）第 13 条及び第 14 条に基づき、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが行った格付けで「★★★」に認定されている者であること。
- (9) 収集した廃棄物を岩手県外に持ち込む場合、入札日現在で、持ち込む都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
- (10) 入札日現在で、岩手県に主たる営業所を有していること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県出納局に令和 8 年 5 月 28 日（木）午前 9 時から正午までの間に納付しなければならない。

本件における入札金額とは、入札書に付された金額に概算数量を乗じた金額の総計をいう（「入札説明書」のとおり。）。

ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

(3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札参加手続等

(1) 入札参加希望者は、次の現地説明会に参加しなければならない。

ア 期 日 令和8年5月14日（木） 午後1時30分～

イ 場 所 旧岩手県営野球場（現地集合・現地解散）

ウ 参加申込 入札参加希望者は、令和8年5月12日（火）までに、現地説明会に参加する旨を下記担当課まで電話により申し込むこと。

[担当課] 岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課（生涯スポーツ担当）

電話番号 019-629-6799

(2) 入札参加希望者は、この公告に示した競争参加者資格を有することを証明する書類として入札説明書に示す書類を令和8年5月22日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）に10の場所に持参又は郵送のうえ、1部を提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は提出した書類について知事から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

また、当該書類の補足、補正は、令和8年5月25日（月）午後5時まで認める。

入札参加資格の有無について、審査後、令和8年5月26日（火）までに通知する。

(3) 入札参加者は、入札説明書（仕様書及び別紙業務委託契約書案を含む。）を熟覧の上、入札しなければならない。

(4) 申請書及び関係書類は岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課において審査するものとし、入札参加資格を有する者と認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

6 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所

入札説明書は岩手県のホームページ(トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他入札情報 > 「【入札公告】旧岩手県営野球場産業廃棄物収集運搬処分業務」)
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>) からダウンロードすること。

7 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、書面(様式任意。FAXによる提出可)により令和8年5月15日(金)正午までに10に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加希望者に対し令和8年5月21日(木)午後5時までに県ホームページに掲載して行う。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。なお、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することはできないものとする。

10 照会先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課生涯スポーツ担当

電話 019-629-6799 (直通) FAX 019-629-6791